

保 発 0630 第 7 号  
平成 29 年 6 月 30 日

( 別 記 ) 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
( 公 印 省 略 )

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

標記については、別添のとおり、都道府県知事、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理事長あて通知したので、よろしくお取り計らい願いたい。

(別記)

公益社団法人 日本医師会 会長  
公益社団法人 日本歯科医師会 会長  
公益社団法人 日本薬剤師会 会長  
一般社団法人 日本病院会 会長  
公益社団法人 全日本病院協会 会長  
公益社団法人 日本精神科病院協会 会長  
一般社団法人 日本医療法人協会 会長  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 会長  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 会長  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 会長  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 会長  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 会長  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 会長  
公益社団法人 日本看護協会 会長  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 会長  
公益財団法人 日本訪問看護財団 理事長  
独立行政法人 国立病院機構 理事長  
国立研究開発法人 国立がん研究センター 理事長  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 理事長  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 理事長  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 理事長  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 理事長  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 理事長  
独立行政法人 地域医療機能推進機構 理事長  
独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長

保 発 0630 第 1 号  
平成 29 年 6 月 30 日

都道府県知事 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
( 公 印 省 略 )

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しを実施し、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正省令」という。）及び健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成 29 年厚生労働省告示第 239 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、一部の規定を除き平成 29 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合へ周知等を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

入院時生活療養費は、65 歳以上の者が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費について、その一部を支給するものであり、被保険者等が負担する額については、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額として定められている。

今般、医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論

の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しに係る所要の改正を行うもの。  
また、その他所要の規定の整理を行うこと。

## 第2 改正省令の主な内容

- 1 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第 1 条関係）
  - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項  
生活療養標準負担額の減額の対象者に、食費及び居住費について一食 100 円、1 日 0 円に減額されたとすれば、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を必要としない状態となる者（以下「境界層該当者」という。）を追加すること。（健保則第 62 条の 3 関係）
  - (2) 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「オ」又は「I」の記載に加え、「(境)」と記載することとする。こと。（健保則様式第 14 号関係）
- 2 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）の一部改正（改正省令第 2 条関係）
  - (1) 船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（船保則様式第 7 号関係）
- 3 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）の一部改正（改正省令第 3 条関係）
  - (1) 国民健康保険限度額適用認定証及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（国保則様式第 1 号の 8 及び第 1 号の 9 関係）
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）の一部改正（改正省令第 4 条関係）
  - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項  
上記 1 の(1)と同様の改正を行うこと。（高確則第 40 条関係）
  - (2) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「区分 I」の記載に加え、「(境)」と記

載することとすること。(高確則様式第5号関係)

5 施行期日及び経過措置(附則関係)

平成29年10月1日から施行すること。(その他所要の規定の整備にあつては同年7月1日に施行すること)。また、改正省令による改正前の様式を、当分の間、取り繕って使用することができること。さらに、改正省令の施行の日前の生活療養に関する生活療養標準負担額の減額の対象者については、なお従前の例によることとすること。

第3 改正告示の主な内容

1 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成8年厚生省告示第203号)の一部改正(改正告示第1条関係)

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

(下線部は、改正告示による改正部分)

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成29年10月1日から) 1日につき370円</u>
B	医療の必要性の高い者※1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成29年10月1日から) 1日につき200円</u>
		<u>(平成30年4月1日から) 1日につき370円</u>
C	指定難病患者※2	1日につき0円

※1 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第488号)

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者

(2) 境界層該当者の生活療養標準負担額

平成29年10月1日から、境界層該当者の食費及び居住費については、一食100円、1日0円とすること。

(3) 生活療養標準負担額のうち食費にかかる部分の見直し

65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、医療の必要性の高い者(指定難病患者を除く。)の一般所得者の食費の標準負担額を、平成30年4月1日から、医療の必要性の低い者の一般所得者と同様に、生活療養(I)※の場合は一食460円、生活療養(II)の場合は一食420円とすること。

※ 管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
B	医療の必要性の高い者※ 1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 200 円</u>
		<u>(平成 30 年 4 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
C	指定難病患者※ 2	1 日につき 0 円

※ 1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※ 2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

(2) 生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直し  
第 3 の 1 の(2)と同様の改正を行うこと。

3 適用期日及び経過措置

平成 29 年 10 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

保 発 0630 第 2 号  
平成 29 年 6 月 30 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
( 公 印 省 略 )

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しを実施し、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正省令」という。）及び健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成 29 年厚生労働省告示第 239 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、一部の規定を除き平成 29 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

入院時生活療養費は、65 歳以上の者が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費について、その一部を支給するものであり、被保険者等が負担する額については、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額として定められている。

今般、医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しに係る所要の改正を行うもの。

また、その他所要の規定の整理を行うこと。

## 第2 改正省令の主な内容

- 1 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第 1 条関係）
  - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項  
生活療養標準負担額の減額の対象者に、食費及び居住費について一食 100 円、1 日 0 円に減額されたとすれば、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を必要としない状態となる者（以下「境界層該当者」という。）を追加すること。（健保則第 62 条の 3 関係）
  - (2) 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「オ」又は「I」の記載に加え、「(境)」と記載することとすること。（健保則様式第 14 号関係）
- 2 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）の一部改正（改正省令第 2 条関係）
  - (1) 船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（船保則様式第 7 号関係）
- 3 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）の一部改正（改正省令第 3 条関係）
  - (1) 国民健康保険限度額適用認定証及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（国保則様式第 1 号の 8 及び第 1 号の 9 関係）
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）の一部改正（改正省令第 4 条関係）
  - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項  
上記 1 の(1)と同様の改正を行うこと。（高確則第 40 条関係）
  - (2) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「区分 I」の記載に加え、「(境)」と記載することとすること。（高確則様式第 5 号関係）



## 5 施行期日及び経過措置（附則関係）

平成 29 年 10 月 1 日から施行すること。（その他所要の規定の整備にあつては同年 7 月 1 日に施行すること）。また、改正省令による改正前の様式を、当分の間、取り繕って使用することができること。さらに、改正省令の施行の日前の生活療養に関する生活療養標準負担額の減額の対象者については、なお従前の例によることとする。

## 第 3 改正告示の主な内容

### 1 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
B	医療の必要性の高い者※ 1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 200 円</u>
		<u>(平成 30 年 4 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
C	指定難病患者※ 2	1 日につき 0 円

※ 1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※ 2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

(2) 境界層該当者の生活療養標準負担額

平成 29 年 10 月 1 日から、境界層該当者の食費及び居住費については、一食 100 円、1 日 0 円とすること。

(3) 生活療養標準負担額のうち食費にかかる部分の見直し

65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く。）の一般所得者の食費の標準負担額を、平成 30 年 4 月 1 日から、医療の必要性の低い者の一般所得者と同様に、生活療養（Ⅰ）※の場合は一食 460 円、生活療養（Ⅱ）の場合は一食 420 円とすること。

※ 管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
B	医療の必要性の高い者※ 1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 200 円</u>
		<u>(平成 30 年 4 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
C	指定難病患者※ 2	1 日につき 0 円

※ 1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※ 2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

(2) 生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直し  
第 3 の 1 の(2)と同様の改正を行うこと。

3 適用期日及び経過措置

平成 29 年 10 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。

保 発 0630 第 3 号  
平成 29 年 6 月 30 日

健康保険組合理事長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
( 公 印 省 略 )

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について（通知）

医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しを実施し、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正省令」という。）及び健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成 29 年厚生労働省告示第 239 号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、一部の規定を除き平成 29 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

入院時生活療養費は、65 歳以上の者が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費について、その一部を支給するものであり、被保険者等が負担する額については、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額として定められている。

今般、医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費の見直しに係る所要の改正を行うもの。

また、その他所要の規定の整理を行うこと。

## 第2 改正省令の主な内容

- 1 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）の一部改正（改正省令第 1 条関係）
  - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項  
生活療養標準負担額の減額の対象者に、食費及び居住費について一食 100 円、1 日 0 円に減額されたとすれば、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を必要としない状態となる者（以下「境界層該当者」という。）を追加すること。（健保則第 62 条の 3 関係）
  - (2) 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「オ」又は「I」の記載に加え、「(境)」と記載することとすること。（健保則様式第 14 号関係）
- 2 船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号。以下「船保則」という。）の一部改正（改正省令第 2 条関係）
  - (1) 船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（船保則様式第 7 号関係）
- 3 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）の一部改正（改正省令第 3 条関係）
  - (1) 国民健康保険限度額適用認定証及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
上記 1 の(2)と同様の改正を行うこと。（国保則様式第 1 号の 8 及び第 1 号の 9 関係）
- 4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）の一部改正（改正省令第 4 条関係）
  - (1) 生活療養標準負担額の減額の対象者に関する事項  
上記 1 の(1)と同様の改正を行うこと。（高確則第 40 条関係）
  - (2) 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事項  
(1)の追加に伴い、保険医療機関等が境界層該当者であることを判断できるよう、境界層該当者である場合には、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に、「区分 I」の記載に加え、「(境)」と記載することとすること。（高確則様式第 5 号関係）

## 5 施行期日及び経過措置（附則関係）

平成 29 年 10 月 1 日から施行すること。（その他所要の規定の整備にあつては同年 7 月 1 日に施行すること）。また、改正省令による改正前の様式を、当分の間、取り繕って使用することができること。さらに、改正省令の施行の日前の生活療養に関する生活療養標準負担額の減額の対象者については、なお従前の例によることとする。

## 第 3 改正告示の主な内容

### 1 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 8 年厚生省告示第 203 号）の一部改正（改正告示第 1 条関係）

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C 以外の者)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
B	医療の必要性の高い者※ 1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 200 円</u>
		<u>(平成 30 年 4 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
C	指定難病患者※ 2	1 日につき 0 円

※ 1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※ 2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

(2) 境界層該当者の生活療養標準負担額

平成 29 年 10 月 1 日から、境界層該当者の食費及び居住費については、一食 100 円、1 日 0 円とすること。

(3) 生活療養標準負担額のうち食費にかかる部分の見直し

65 歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、医療の必要性の高い者（指定難病患者を除く。）の一般所得者の食費の標準負担額を、平成 30 年 4 月 1 日から、医療の必要性の低い者の一般所得者と同様に、生活療養（Ⅰ）※の場合は一食 460 円、生活療養（Ⅱ）の場合は一食 420 円とすること。

※ 管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

2 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）の一部改正（改正告示第 2 条関係）

(1) 生活療養標準負担額について、下表のとおりとすること。

（下線部は、改正告示による改正部分）

	対象者	生活療養標準負担額のうち 居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
B	医療の必要性の高い者※ 1 (指定難病患者を除く)	<u>(平成 29 年 10 月 1 日から) 1 日につき 200 円</u>
		<u>(平成 30 年 4 月 1 日から) 1 日につき 370 円</u>
C	指定難病患者※ 2	1 日につき 0 円

※ 1 健康保険法施行規則第 62 条の 3 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成 18 年厚生労働省告示第 488 号）

※ 2 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

(2) 生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直し  
第 3 の 1 の(2)と同様の改正を行うこと。

3 適用期日及び経過措置

平成 29 年 10 月 1 日から適用すること。ただし、同日前の生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとすること。